

災害時における図書館協力等のマニュアル

新潟県大学図書館協議会

このマニュアルは、地震等災害時における新潟県大学図書館協議会加盟館相互の協力等について定めたものである。

1 地区別連絡網

(1) 地区別ブロック構成

新潟県大学図書館協議会に加盟する大学、短期大学、工業高等専門学校（以下、大学等という。）の附属図書館を次の三地区に区分する。

上越地区（上越教育大学、新潟県立看護大学、新潟産業大学、新潟工科大学）

中越地区（長岡技術科学大学、長岡工業高等専門学校、国際大学、長岡造形大学、新潟経営大学、長岡大学、新潟中央短期大学）

下越地区（新潟大学、新潟県立大学、県立新潟女子短期大学、日本歯科大学新潟生命歯学部、敬和学園大学、新潟国際情報大学、新潟薬科大学、新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部、明倫短期大学、新潟医療福祉大学、事業創造大学院大学、新潟工業短期大学、新潟リハビリテーション大学院大学）

(2) 地区連絡館の設置

各地区に連絡館を置く。

地区連絡館は本協議会において各地区から選出する。

(3) センター館の設置

各地区を統合したセンター館を置く。

センター館は、新潟県大学図書館協議会会則第5条で定める幹事館をもって充てるものとする。

2 被災状況等の連絡体制

(1) 被災大学等

被災した大学等は、当該地区連絡館に被災状況等について連絡するものとする。

(2) 地区連絡館

ア 連絡を受けた地区連絡館は、センター館及び当該地区内の各館に被災状況等を連絡するものとする。

イ 地区連絡館が被災した場合は、地区連絡館は当該地区内の各館及びセンター館に連絡するものとする。

(3) センター館

ア センター館は被災状況を的確に把握し、加盟館等への協力要請等連絡調整を

図るものとする。

イ センター館が被災した場合は、副幹事館又は地区連絡館がその職務を代行するものとする。

3 各大学等附属図書館の連絡窓口の設置

各大学等附属図書館（以下、「各館」という。）に連絡窓口を置く。各館の連絡窓口に変更があった場合は、速やかにセンター館に連絡するものとする。

4 協力

(1) 相互利用による支援

ア 被災大学等学生の避難先に所在する各館は、利用について受入支援するものとする。

イ 利用方法については、新潟県大学図書館協議会相互協力実施細則第4条第2項及び同第2条第1項を準用する。

(2) その他

その他の協力の詳細については、センター館、地区連絡館、各館調整のうえ実施するものとする。

5 マニュアルの変更

このマニュアルの変更は総会において周知のうえ行うものとする。

附則

このマニュアルは平成9年5月20日から施行する。

附則

平成18年7月5日、総会にて承認された加盟館の異動に伴い、連絡網の一部を変更した。

附則

平成19年7月11日、総会にて承認された加盟館の異動に伴い、連絡網の一部を変更した。

附則

平成21年7月8日、総会にて承認された加盟館の異動に伴い、連絡網の一部を変更した。

新潟県大学図書館協議会
災害時における地区別連絡網

